

【論説】

明治三三年旧商法の施行をめぐる京都実業界の動向

村上博

目次

- 一、はじめに
- 二、明治三三年における京都の景況
- 三、旧商法の公布に対する京都実業界の反応
 - A 会社法への関心
 - B 商法研究会の設立
 - C 商法実施に向けた準備
- 四、京都商工会議所の旧商法施行延期意見
 - A 東京商工会との連動
 - B 京都商工会議所による商法実施延期の請願
 - C 第一帝國議會における田中源太郎の演説
- 五、むすびにかえて

一、はじめに

周知のように、いわゆる旧商法は、明治三十三年三月二十七日（官報四月二十六日、法律第三三三號）——続いて同施行条例が八月七日（官報八月七日、法律第五九號）——に公布されたのち（翌三十四年一月一日から施行予定）、第一帝國議會において「商法及商法施行条例施行期限」法律案（二月二十七日公布、法律第一〇八號）が可決されて、その施行は二十六年一月一日まで延期されるに至った。この旧商法の施行を断行すべきか延期すべきかをめぐって展開された論争（いわゆる法典論争の序章）は、立法政策・法學理論上の争いとどまらず、東京商工会の運動や新聞報道などを通して、汎く全国各地の実業界にまで及んだ。全国的に広がった実業界による旧商法施行延期運動と言っても、基本的に、東京商工会（会頭、洪沢栄一）を中心に展開されたことは明白だが、各地の実業界が抱えていた固有の利害を反映する場合もあり、旧商法に対する対応は一様ではなかつたのである。⁽¹⁾⁽²⁾

京都の実業界についてみると、東京商工会と同様に、旧商法施行延期の立場をとっていたことは、京都財界を代表する実業家として知られる田中源太郎が、永井松右衛門によって第一帝國議會に提出された「商法及商法施行条例施行期限」法律案の賛成者の一人に名を連ね、さらに衆議院本會議において同法案に賛成する演説を行っていたことなどから容易に推測されるが、京都の実業界が施行延期を求めて司法省に提出した建議書の存在とその内容、延期運動の主体・経緯やその背景についての詳細は、これまでほとんど知られていない。⁽³⁾ 本稿では、京都商工・商業會議所関係資料と「日出新聞」⁽⁴⁾記事などを通して、旧商法に対する京都実業界の対応とその背景について検討してみたい。

註

(1) 拙稿「明治二三年旧商法に対する東京商工会の修正意見と法協会の駁論」『法律論叢』第七九卷一、二〇〇六年。
 (2) 拙稿「愛知実業界の旧商法（明治三三年）施行延期論」『法律論叢』第八一巻一号に掲載の予定。

(3) 福島正夫「日本資本主義の発達と私法」（東京大学出版会、一九八八年）一一九頁など、参照。

(4) 「日出新聞」は、明治一八年四月に創刊されている。明治二五年の発行高は、七三二万余（ちなみに、同時期の「官報」発行数が七四万余）に及んでおり、明治二〇〇三〇年当時、京都のみならず関西の新聞界において圧倒的な発行部数を誇っていた。後述する濱岡光哲が、「日出新聞」の前身にあたる「京都新報」（明治二二年）、「中外電報」（明治一三年）以来、三五年一月まで社長を務めた（宮武外骨・西田長寿「明治新聞雜誌関係者略伝（明治大正言論資料二〇）」みずす書房、一九八五年、二〇〇―二〇一頁、西川正治郎編「濱岡光哲翁七十七年史」濱岡翁表彰会、一九二九年、八八頁以下）。主筆は小林清作・雨森菊太郎らが務めていたが、雨森は副社長を経て、濱岡の退任により第二代目の社長に就任した（大庭元「京都府新聞史」『地方別日本新聞史』日本新聞協会、一九五六年、二八三―二八五頁）。同紙の主義は「中立不偏」であったと言われている（梅澤浅次郎編「大日本新聞紙正鑿」明治二七年刊、一九二〇頁）。

二、明治二三年における京都の景況

京都では、明治一五・六年以来の不景気が一八年上期で底をつき、下期から回復傾向を見せたものの、コレラの流行によって水を注された状況が続いていたが、一九年に入ると、外国銀貨の下落と生糸価格の騰貴によって輸出の急激な増加をみた。米の豊作も幸いして、農民の購買力が上昇し、二〇年には、全国的な好景気のなか、京都の商況も好転した。京都における企業熱の勃興、会社の設立は「きわめて急激で大規模」に展開されたと言われている⁽¹⁾。しかし、まもなく、日本経済全体は、資本の固着から金融の硬塞を招く。不況は、まず株式市場に反映し、二一年には次

第一に一般商業界に広がっていった。二三年には、米の凶作により米価が高騰し、旧商法が公布された二三年には、さらに暴騰、くわえてアメリカの銀貨騰貴によつて外国為替相場に激変が生じ、日本の正貨が海外に流失、生糸輸出は不振を極め、金融は逼迫、全国的な恐慌に見舞われた。京都もその例に洩れず、明治三年三月末の「日出新聞」は、株式会社の景況について「実に不信の極に沈」んでいる状況であつて「之を去る明治廿年比会社熱の上騰の時に方り、当時何種の性質を問はず苟くも会社とさへいへば権も八も皆競ふて其株主たらん事を欲し、為めに五十銭の証拠金は忽ち十円乃至十五円に跳上り尚ほ且つ五円の払込みが三倍四倍の騰貴を見る景況に比すれば、冷熱の差驚くに堪へたり」と嘆じ、さらにこの原因について「全く彼の兌換券が一時に多額を増発せざるによく又彼の九州炭礦山陽等の諸鉄道株を日本銀行が未だ抵当品とせざることが下落の重なる原因なるべし」と述べている。もつとも、鉄道株や織物株の大幅な下落とは対照的に、米商の景気は「恰も旭の上る勢ひ」であり、同じ場所（東洞院錦小路下る）にあつて、「株式取引所の門前には雀羅を張り米商会所門前には売買吶喊の声天地を震盪する程なり」とも記している。⁽²⁾

ちなみに、全国的に明治二〇年に会社熱が沸騰したとはいえ、大阪と比べると、京都での会社設立は少なかつたらしく、この事情について、京都府では設立願に際して予め設立資本などを検討し「此会社が永遠に持続すべきものなるかを吟味し容易に設立願いを容ざりしがため」ではなかつたかとの指摘も見られる。⁽³⁾ 特筆すべきは、二〇年五月から六月にかけて「中外電報」に連載された「商社論」⁽⁴⁾が、会社設立の弊害とその防止策について詳しく言及していることである。同記事は、弊害として、①有能な人材の不足による重職の兼務、②会社の失敗が齎す会社不振、③株式の過大な取得による分割払込の困難と株価の下落、の三点を挙げ、⁽⁵⁾その防止のために、慎重な会社設立と、速やかに会社法を制定する必要を説いている。⁽⁶⁾

今日目下の急需に応ずべきため会社条例とか会社取締規則とかを制定し続々設置する会社の権利義務を政府の法

律上に規定し以て将来の紛議障礙を未発に防制されんことを望む……試に今日諸会社の組織を見るに大抵有限(株式限)会社ならざるはなけれども此有限責任会社なるもの別段の法律上に認定されたる以上は司法裁判所に於て株式各個に対し財産限りの責任を負担せしめらるゝ亦已むを得ざる処なり且発起の手續、株券の売買、株式の義務等詳細に法律上の規定あらざるにより輕率者の無謀なる企て投機流の奸黠なる策も之を施すに易けれども若し之あらば会社の続起より生ずる弊害を杜止するに少なからざる勢力あるべし故に余輩は条約改正の關係に係はず先づ目下の急需に應ずる会社の權利義務を明にする法律の制定を望む処なり而して又成るべく速に商法及び商事裁判法を定めて今に商工業の紛議を通常の司法裁判所にて判決し爲めに其業務の事情を悉さざる如き遺憾を減却されんことを欲す

右の記事から、明治二〇年から二二年の時点において、濱岡光哲を社長とする「中外電報」が、会社法さらに商法の速やかな制定を望んでいたことが知られる。

ともあれ、明治二三年中頃における京都商工業の不景気は益々甚だしく、仕入客などは皆無のうえ、「殊に京都に尤も關係する生糸は更に動かず店頭品高の有様」である(7)と報じられ、京都商工業再生の中心となるべき「商工会議所は死物も同然……有名無実」であり、同所を唯一活用しているのは砂糖商のみとの風評記事さえ見出される状況であった(8)。

明治二三年四月九日に、琵琶湖疏水の開通式が行なわれ、それを祝う談話や行事などの關係記事が「日出新聞」の紙面を埋め尽くしているため、旧商法公布にかかわる社説など重要記事はほとんど見出されない(9)。琵琶湖疏水の開通による経済活性化への期待が如何に大きかったかが知られるのだが、このことは逆に、当時の京都経済が冷え込んでいたことの反映でもあったと言えよう(10)(11)。

註

- (1) 京都商工会議所百年史編纂委員会編『京都経済の百年』京都商工会議所、一九八五年、九八頁以下。
- 明治一九年以前の会社の設立は、第一国立銀行支店(明治六年)を初めとして、三井銀行分店(九年)など大半が銀行で、銀行以外の会社は、米商会所(一〇年)・株式取引所(一七年)・伏見倉庫(一八年)・山城製茶京都分社(一九年)にすぎなかったが、二〇年になると、京都綿糸織物・京都織物など織物関係会社のほか、麦酒末広・第一砂糖・京都電燈・京都陶器などの工業会社が相次いで設立された。輸出を業とする関西貿易も同年の設立である。
- (2) 「株式の不振」「日出新聞」第一四九八号、明治三年三月二十九日、第二面。
- (3) 「会社の設立少き所以」「日出新聞」第一五一八号、明治三年四月三日、第一面。なお、この事情については、とくに農商務大臣から北垣国道知事に諮問があった由である。
- (4) 「中外電報」第一七六五・一七六七・一七六九・一七七一・一七七四・一七七五・一七七七・一七七八・一七七九・一七八〇号、明治二〇年五月一五・一八・二〇・二二・二六・二七・二九日、六月一・二日の第一面、全一〇回連載。
- (5) 「商社論」第六「中外電報」第一七七五号、明治二〇年五月二七日、第二面。前掲『京都経済の百年』二三七―二三九頁、参照。
- (6) 「商社論」第十一「中外電報」第一七八〇号、明治二〇年六月二日、第一面。
- (7) 「商工業者の不景気」「日出新聞」第一五四二号、明治三年五月二日、第四面。
- (8) 「日出新聞」第一四四六号、明治三年一月二十四日、第二面。
- 京都商工会議所は、東京商法会議所(明治一〇年)・大阪商法会議所(一一年)ほか一三都市に遅れて、明治一五年一〇月に設立されている。初代会長には高木又平、副会長には濱岡光哲・西村七三郎・市田文三が選任された。設立の契機となったのは、明治政府による「商事慣習」調査であった(高橋真一編『京都商工会議所史』京都府商工経済会、一九四四年、三〇頁以下、前掲『京都経済の百年』七八頁以下)。
- (9) 琵琶湖疏水事業およびそれが齎した交通革命については、とりあえず、井ヶ田良治・原田久美子編『京都府の百年』(山川出版社、一九九三年)八一頁以下、前掲『京都経済の百年』一〇八頁以下、など参照。
- (10) 明治三年一月から二月の商工業の概況を、『日出新聞』は次のように纏めている(「本年中商工業の概況」『日出新聞』第一七二四号、明治三年二月二三日、第四面)。
- 一月は例年の慣習にて初商心の景気好かりしも二月は旧暦の極月として田舎の決算期を気構へ、稍不振の景気となり三月四月は毎年春期商売期なるも連日の降雨と米価の騰貴とによりて意外なる不景気を来し五六月は聊か挽回の色見え先づ通常に復せ

しもの、如く七月中旬に至りては全国豊饒の見込立ち随て米価も下落に傾き人氣も穩かにして延て七八及び十月中旬迄は頗る好氣配を呈し各商工業共大に愁眉を開きたり併し又十一月に入りては生糸の不捌けより商況頓に沈静し引續て十二月中旬に及びては益々沈静の極に達し不人氣の声到る処に喧しまりしが今日にては流石に年末に迫りたるを以て一月物の仕度やら何やらで不景氣ながらも何となく賑はしき様子なり尤も實際は未だ決して好景氣といふ場合には至らず云々

(11) 明治一四年からの北垣国道府政のもとで、琵琶湖疏水事業も推進された。北垣施政の特徴は「任地主義的民治」あるいは「民間活育成型」とも言われ、京都商工会議所（明治一五年創設）と京都公民会（明治一二年創設）という二つの政財界集団、より具体的に言えば、両集団にまたがる京都最大の商工資本家であった田中源太郎と濱岡光哲らとの密接な関係に依拠していた（高久嶺之介「琵琶湖疏水工事をめぐる政治動向」上・下「史朋」第一三・一四号、一九七八年、および「地方化」する京都」日本史研究会・京都民科歴史部会編「京都千二百年の素顔」校倉書房、一九九五年、一三三八頁以下、参照。ちなみに、京都公民会について「明治政史」は、「其要は今日現在の政党或は政社に与みせずして、先づ京都府下に於て公民権を有するものに結合を図るへしと云ふに在って……当時或は云ふ、公民会は自治党と関係あり」と（『明治文化全集』正史編・上巻、五九四頁）と記し、井上馨が中心となつて計画された自治党組織運動との関連を示唆している。

三、旧商法の公布に対する京都実業界の反応

A 会社法への関心

明治政府による民商法の編纂事業に関して『日出新聞』がまったく無関心であつたという訳ではない。明治二三年を迎えてまもなく、『日出新聞』は、一月七日発の東京特報として、法典編纂事業は条約改正と深い関係にあるものらしく「改正談判の中止とか延期とかの風説起りし以来二三回の委員会議があつたにすぎず」去月中は更らに一回の

委員會議なく終に今日にまで立至りたり而して今聞く処に拠れば同事業は全く中止に決した」との風説を掲載するとともに、⁽¹⁾特に会社法について、

商法中の会社法に至りては目下会社流行の爲め稍もすれば危険なる事業に手を出すものありて経済社会に容易ならざる変動を起すべき折柄尤も急に発布するを要すれば商法に拘はらず特に発布すべしと云ふものあり左れど成るべくは商法と共に発せんと論ずるもありて未だ一定せざる由

と報じている。⁽²⁾商法（とりわけ会社法）の施行が経済社会に齎す影響の大きいことを充分に認識していたのである。

こうした法典編纂中止の予想に反して、旧商法が公布されると、「日出新聞」も旧商法の内容に無関心では居られず、さつそく、五月一日から「会社法略解」の連載が開始されている。⁽³⁾商法の実施が八ヶ月後に迫っており、「商業者は商法

の意味を研究して実施の期限までに会得し夫々實際の準備をなすこと簡要なるが」とくに会社法に関する条文、すなわち第六六条から第二七三条までの二百七ヶ条の内容を知ることが急務であるため、その略解を示そうというのである。

商法実施による実務への影響という点では、商法第二章商業登記簿各条が履行されると、登記所の事務は一層繁雜を來たし、従來の人員では手が廻らぬ虞があるため、増員が必要となるので、不日施行細則が出たおりには、各登記所の主任書記が京都登記所に集まって方針を協議する見通しであるとの記事も見出される。⁽⁴⁾

B 商法研究会の設立

京都市内各所において商法の研究会が相次いで設立されていることも注目される。「商法研究会」に関する「日出新聞」の記事を拾ってみよう。

- ①五月五日から、京都共益社員の片桐正雄・山中弘・吉野久和らが主唱し、毎週二回、京都蠶糸業組合事務所（上京区室町通富小道下ル）を借受け、公証人尾本源次郎を招聘して商法研究会を行なう（会員一人二〇錢）⁽⁵⁾。
- ②大坂商法会議所において商法講義の計画がある。⁽⁶⁾
- ③五月一六日午後六時、生糸・蠶糸・縮緬業者が申し合わせ、京都始審裁判所試補の吉田佐吉を招聘し、京都生産者組合事務所において商法の研究会を行なう（以後、毎月一六三八の日）⁽⁷⁾。
- ④京都組合代言人が申合せ、六月五日から隔日午後三時から二時間、京都始審裁判所代言人詰所において、民法・商法・訴訟法などについて法律研究会を開く。⁽⁸⁾
- ⑤京都同盟銀行の商法研究会は、暑中休暇後の一日から再開予定であったが、講師の法学士吉田佐吉が東上中のため、五六日延期される見込みである（会員数は最初約八〇名で、一時期三〇余名に落ち込んだが、現在八〇余名に回復している）。なお、同盟中、三井銀行は手代その他雇人の日没後の他出を禁止しているため、別に独立して商法を研究している。⁽⁹⁾
- ⑥下京区大和大路通松原東入、廿一尋常小学校において、毎月二の日午後七時より、薩埵正邦を聘して商法の講義会を行なっている（目下第三回、会員五〇名余）⁽¹⁰⁾。
- ⑦京都米商会所は、米国法学士松平康国を招聘して講師とし、毎金曜日に、頭取以下、仲買人の商法研究会を開く。⁽¹¹⁾ こうした一連の記事から、各商工業者が三々五々集まって、自主的な商法勉強会を開いていたことが知られる。講義の内容や商法に対する商工業者らの懸念など詳細を知ることができないが、前述したように、当時不況下に喘いでいた京都の実業家たちにとって商法の施行は、会社の存続に関わる重大な関心事だったのである。

C 商法実施に向けた準備

六月になると、「日出新聞」紙上では、旧商法に關して官民共に議論があり集会や延期の請願など「随分八釜敷」と⁽¹²⁾だが、政府は、修正すべきは修正するとしながらも、あくまで期限通り施行する方針であること、さらに七月には、元老院が商法実施延期意見を内閣に具状した旨を報じつつ、「縦ひ元老院其他の反対あるとも期限通りに施行」する方針に変更のないことが確認されている。⁽¹³⁾

元來民法と商法とは独立独行のものにして殊に我國の如きは両法典の起草者其人を異にし海外諸国にては民法に定めたる規程も我國にては商法に加へたるものあり契約の如き即ち其一例なれば商法を実施すれば民法の一部も実行せらるゝの道理なるのみならず縦ひ六ヶ月や一ヶ年を延期すればとて商工業者は充分に研究を為し得べき筈なく又た法文を暗記するに至るとするも實際に手慣れざれば何の効もあるなし左れば今更ら実施を延期するよりも寧ろ早くする方實際と法文とに手慣れしむるの便利あり或は会社に就て喋々するものあれども是れ又た實際を知らざる説にして現立諸会社に対する府県庁の指令は孰れも追々会社条例の發布まで聞置く云々とあれば早晩会社法の出づるは固より知れ切りたることなるのみならず商法施行細則には既設の会社は年月を定めて特別取扱ひを与ふる由なれば格別諸会社に対して不都合ありとも思はれず何れより見るも延期を利とする謂はれなしとて断然來年一月一日より施行する決心なりと云ふ

商法実施に向けて、明治政府による準備作業も具体化されるようになる。八月二五日に大藏省から、商法実施に備えて、二四年度歳計予算調査のため、商法第一八条に依つて登記を受けるべきものの数、すなわち商店数・商業未成

年者数・商業者の婚姻数・商業者後見人数・商業者代務人数などの取調方が各府県へ依頼された。⁽¹⁴⁾

京都府ではこれと同時に、商法第六条および第七条に依り所有地または借地より収穫した産物を売るもの、戸々または道路において物品を売りまたは労役を供するもので専ら労力の賃銭のみを目的として物品を製作するもの、他人のために労働または労役をなし賃金を得るもの等についても取調が行なわれている（芸娼妓および幫間などは労働者に加える⁽¹⁵⁾）。全管調査の結果（明治二年二月現在）、商店五二九六八戸、商業者未成年四二九七人・同後見人四一二人・同代務人一八六人を数えたと言ふ。⁽¹⁶⁾

また、この大蔵省からの調査依頼のほか、農商務大臣陸奥宗光から、八月二九日付けで、「商法第四条ノ商取引ヲ為シ所得税ヲ納ムル者及商事会社ノ員数別記項目ニ照シ至急調査ヲ遂ケ復申スヘシ」旨も北垣京都府知事に通達されている。⁽¹⁷⁾ 別紙項目とは、

- 一、京都市ニ於テ商法第四条ノ商取引ヲ為シ所得税ヲ納ムル者ノ員数
- 二、右ノ内年齢三十年已上ノ男子戸主ノ員数
- 三、一項ノ納税者中四等已上ノ納税者ノ員数
- 四、京都市内ニ設立セル商事会社ノ員数
- 五、資本金五拾万円已上ヲ以テ他所ニ設立セル商事会社ニシテ京都市内ニ支店ヲ設クルモノ、員数の五項目であつた。

明治政府は、商法の施行に向けて、着々と準備を進めていたことが分かる。

こうした政府の意向を受けて、京都府も商法実施に向けて、郡部への巡回指導など独自の取組を始めている。京都府庁内務部第二課員の齊藤属が丹後丹波地方において、商事会社に関する規定を解説したが、「何分此の地の人々は唯々

- (9) 「銀行者の商法研究会」【日出新聞】第一六三三号、明治三十三年九月四日、第一面。
- (10) 「商法講究会」【日出新聞】第一六四三号、明治三十三年九月一日、第四面。
- 東京法学校（法政大学）を離れた薩埵正邦は、九月に新設された第三高等中学校の法学部の雇教員（月俸七五円）となつていた。ちなみに、右校の最初の入学者は三二名、講師は薩埵のほか、囑託教員として法学士加太邦憲（大津始審裁判所長・法学士吉田佐吉（京都始審裁判所判事）であつた（【日出新聞】第一六四五号、明治三十三年九月一日、第二面）。
- (11) 「米商会所の商法研究」【日出新聞】第一六七六号、明治三十三年一〇月二六日、第四面。
- (12) 「商法実施の期」【日出新聞】第一五五六号、明治三十三年六月六日、第一面。
- (13) 「商法の実施は延期せられざるべし」【日出新聞】第一五八〇号、明治三十三年七月四日、第一面。
- (14) 「商業実施に係る取調」【日出新聞】第一六二六号、明治三十三年八月二七日、第二面。
- (15) 「商業実施に付ての調査」【日出新聞】第一六三八号、明治三十三年九月一〇日、第一面。
- (16) 「商店及商業者」【日出新聞】第一六七五号、明治三十三年一〇月二五日、第二面。
- (17) 京都府庁文書【明治二十三年 訓示内訓類 知事官房】（明・二三・四）京都府立総合資料館蔵。
- (18) 「商事会社に関する内訓」【日出新聞】第一六九二号、明治三十三年十一月一日、第一面。
- 齊藤属は、既設の諸会社に対して商法実施について手続上の注意を促すため、一五日からはさらに、府下南山城地方へ派出したと言ふ（「商法実施に付派出」【日出新聞】第一六九三号、明治三十三年十一月一日、第二面）。
- (19) 「お氣がつかれやせんか」【日出新聞】第一七一三号、明治三十三年十二月一〇日、第一面。
- (20) 「商法研究会」【日出新聞】第一七一二号、明治三十三年十二月九日、第四面。

四、京都商工会議所の旧商法施行延期意見

A 東京商工会との連動

八月に入ると、「日出新聞」に、旧商法施行延期を求める運動についての報道が散見されるようになる。東京商工会が商法施行延期の建白を起草中であり、その趣旨は「商法千数十箇条の中此条は實地に斯の如き差支あり彼条は到底商業社会の現勢に適應せずと一々其不都合不利益なる箇条を挙げて之れが実施延期を求むるの趣旨にあらざして只大体上より延期の必要を述べたる者」であり、また、商法の質疑会を実施中のため、その研究が終わりたるうえ、全国の商工会議所と聯合して「實地に不都合なる条項は之を修正削除し併せて民法実施の時まで商法の施行をも延期せんことを初期の帝國議會に建議する」旨が⁽¹⁾、九月には、美濃大垣の商工会が近府県商工業者の賛成をえて商法延期願望の大運動会を開催する旨も報じられている。⁽²⁾

東京商工会の商法施行延期に向けての活動に刺激され、京都商工会議所においても「商業上の実況に照して」延期の義を建白することに「内決」し、他方では、商工業の発達にとって不可欠であるため商業會議所条例の断行を求めることが報じられ、⁽³⁾さらに、元老院が右条例を廃案に決したのをうけて政府部内の対応如何が取りざたされている。⁽⁴⁾

明治二三年八月二三日、京都商工会議所は、東京商工会に対して、商業會議所条例の施行と商法の実施延期の件について、次のような照會書を送付した。⁽⁵⁾

拜啓陳ハ商工会議所条例發布之義此頃新聞紙之報道ニ依レバ元老院ニ於テ廃案相成タル趣ニ有之、果シテ事実ナ

レバ昨秋農商務省ニ於テ開設ノ各地商工会委員諮問会モ殆ンド徒勞ニ属シ実業者ノ衆望モ甚ダ勢力ナキ事ト可相成候、将タ予テ御説ノ商法実施延期ノ事モ有之大ニ実業者ノ輿論ヲ要シ候間、此際東京又ハ京坂ニ於テ全国商工会委員会ヲ催フシ右等ノ件ニ付協議ヲ遂ケ相当ノ運動ヲ為ス事最モ急務ト相考候、就テハ元老院ニ於テ廃案ハ愈事実ニ候哉又内閣ニ於テハ元老院ノ議事ニ拘ラズ断然發布ノ御決意ニ有之候哉、其模様ニ依リ右取極メ御相談申度候間、右之内状御報且得貴意度候也

明治廿三年八月十二日

京都商工会議所会長

濱岡光哲

東京商工会々頭

渋沢栄一殿

これに対して、東京商工会は、八月二三日付けで、①商業會議所条例案が元老院で否決されたことは事実だが、農商務大臣は元老院の議決如何に拘らず実施したいとの意見であること、当該条例の必要性については大坂商法會議所も同意しているところであるから、東京商工会においては廟議の成行如何に拘らず、不日臨時会を開いて条例發布を切望する旨を其筋へ建議する見込であること、②商法実施延期については本会では一兩日中に其筋へ建議書を上呈し、その後各地商業會議所へ其写しを送付して賛成を求めの見込みであること、また③商法実施延期の件はともかく、「商法ノ中ニハ商業者ノ不便トスル箇条不少」ため各地商工会委員の聯合会を開いて議する件は至極同意することなどを回答した。⁽⁶⁾

右の回答、およびその後送付されてきた「商法施行ノ延期ヲ要スル義ニ付意見」(八月二七日付、山田司法大臣宛)の写しを受けて、京都商工会議所は、九月一二日に常議員会を開き、(ア)商法延期については「各地商工会の運動に同

盟し之れが為めには不日総会を開き二名の委員を揀みて東上せしむる事」、(1)商業会議所条例發布以後の準備については、市内の主要な商工業家を勧誘して新会員とし、枢要な地位にある人々を入会させて会議所の衰勢を挽回し、入会者がほぼ定まったうえで総会を開いて条例發布に関して談合することを決議した。(7)

B 京都商工会議所による商法実施延期の請願

九月一三日の商業会議所条例發布をうけて、京都商工会議所は商業会議所の設立に向けて臨時総会を開くなど組織化に着手するが、発起人定員を二六〇名にすべきだとする中村栄助らと、五〇名を主張する濱岡光哲らの対立が生じるなど、商業会議所条例への対応に迫られたため、先の東京商工会からの照会に係る全国各地商工会議所と聯合しての商法実施延期建白の件は、しばし先送りされた格好となった。(10) 九月一七日の臨時総会において、一人の非延期論者を除いて延期説が可決され(11) 京都商工会議所は、一〇月一二日夜の臨時常議員会において、商法実施の建白書案を議定し、一四日に会長濱岡光哲から京都府庁を経て其筋へ提出する由が報じられている。(12)

一〇月一三日付で、濱岡会長の名で商法実施延期の建議書は司法大臣に差出された。その建議書の全文はまだ知り得ないが、意見の要点は『日出新聞』記事から知ることができるので、掲げておこう。(13)

抑も商法は我商業者間未曾有の大典にして其法条千六十四条の長きに涉り加之条項規定の文字語句斬新の熟字多くして法律専門の士も尚ほ且了解に苦むものあり況してや法律思想に乏しく文字の力薄き商業者に於ては法文の一語一句正義より之れを解する能はざるもの往々にして之れあり殊に規定の条項中従来我商業者が曾て経験せざる事項ありて現今の實際に必要なならずして却て従来の営業習慣に背反したる点も亦尠なしとせず然り而して商

法施行期限は来廿四年一月一日にして発布の日より其間僅に九ヶ月に過ぎず日常業務に忙はしき商業者にして焉ぞ此短日月を以て此長法文を了解し得べけんや仮令此間或は法学士を聘して講義を聴き或は商法の正義解釈者に依りて聊か講究するものありと雖も未だ通篇の講究を終らざるもの比々皆是れなり実業者が逐条討究して其利害便否のある処を觀察するが如きは到底此短日月の許し能はざるは炳乎として火を睹るよりも明なり商法及其他施行期限の商業者に与ふる困難夫れ斯の如くなりとすれば商業者が一月以来の実業上に於て茫乎として方針を失ひ一挙一動危懼の念を懷き転た迷惑の間に彷徨するに至るべきは勢ひの免れざる処ならん論者或は曰く欧米諸國に在ても人民一般に法律の明文を知得するものに非ず又仮令商法施行の期を延ばして二三ヶ月の後とするも人民は決して今日より其準備を整ふるものに非ずして事切迫するに及びて俄に其用意に着手するは従來の例なり果して然らば今にして二三年を延期するも將た何の効かあらん寧ろ此際断然施行するに如かざるなりと蓋し論者の説一応理なきに非ず然れども未だ以て事の実際に適當なる言と認むる能はざるなり夫れ事物各々自然に發達の順序あり漫りに人為を以て強て之れを急行せしめ或は之れを停止せしめんとするも決して能すべきにあらず彼の新奇難渋なる商法を發し文字に乏しく業務に忙しい商業者をして僅々數ヶ月間に其施行に應ずるの準備を完からしめんとするに至ては是れ豈人事自然の順序を得たるものと云ふを得んや加之私法中の普通法たる民法の施行期限は二十六年一月なるに其特別法なる商法の之れに先ちて施行せらるゝ、あらば民法との關係明瞭ならずして商業者間に紛議を生ずることなかるべきか是亦深く慮からざる可らざることなり故を以て兎も角も商法実施の期を延ばして民法と共に廿六年一月一日よりとし此間に於て十分商業者をして法律の実施に應じ得らるゝの準備を為さしめんことを希望すと云ふ意に外ならず……

京都商工會議所の建議書の内容は、要するに、商法は一〇六四条に及ぶ未曾有の大法典であるのみならず、「一条項

規定の文字語句斬新の熟字多く」法律専門家ですら解釈に苦むものがある。ましてや「法律思想に乏しく文字の力薄き商業者」にとつては法文の一語一句を正しく解しえないものが多く、また「従来我商業者が曾て経験せざる事項あり」、実際の必要性もなく「従来の営業習慣に背反したる点も」少なくない。商法施行期限は来る二四年一月一日であり発布の日より僅に九ヶ月に過ぎず、「日常業務に忙はしき商業者にして焉ぞ此短日月を以て此長法文を了解し得べけんや」。また、商法と民法との関係も明瞭でないため「商業者間に紛議を生ずる」おそれがあるから、「兎も角も商法実施の期を延ばして民法と共に廿六年一月一日よりとし此間に於て十分商業者をして法律の実施に応じ得らるゝの準備を為さしめんことを希望す」と言うのである。

右の建議書が、東京商工会の「商法施行ノ延期ヲ要スル義ニ付意見」(八月二七日付、山田司法大臣宛)に呼応して提出されたことは明白であり、内容的に見ても、当該意見の要約に終始しており、京都実業界に特有な事情を反映したものと認めがたいが、京都では、商業会議所に、上層の実業家層のみならず、圧倒的多数を占めていた「伝統的なあるいは零細な商工業者層を会議所構成員に組み入れようとし」⁽¹⁴⁾「ていたと言われているから、商慣習保持の傾向は、東京商工会以上に強かつたと思われる。

ともあれ、「司法省にては当省に於て受理すべきものにあらずとし書面を返戻」⁽¹⁵⁾してきたらしく、今度は内務大臣に差出すことに評議が決し、とくに常議員会などは開かず「以前の書面を其仮宛名を変更して近々内務省へ進達方を請ふ手都合なりと云ふ」⁽¹⁶⁾。しかし、結局、「東京商工会の例に倣ひ意見書として司法大臣へ差出すことに為した」⁽¹⁷⁾と報じられている。

『日出新聞』は建議書再提出に至つた事情を評述していないが、『岐阜日々新聞』によれば、「京都商工会ハ却下の当日東京商工会へ向け書面呈出の模様等を問合せし処書面に結末に「建議候也」との文字はありても題字には商法実

施云々の意見と記したりとの事分りて始めて却下の理由は題目の文字にありしことを悟り早速建議の二字を意見の二字に改め去る二十四日付を以て再び同一の書面を司法大臣へ差出⁽¹⁸⁾したというのが実情だったようである。この「意見書」が司法省においてどのように処理されたかは不明であるが、受理はされたものの、政府部内でとくに採り上げられた形跡は見出されない。

C 第一帝国議会における田中源太郎の演説

第一帝国議会の開会を直前に控えて、商法実施の延期を求める各地の動きがさらに活発化するが、一月三日には名古屋で延期請願の相談会が開かれ、金城新報社の庵原小金吾と新愛知社の小室重弘が請願書の起草に当ることになったこと⁽¹⁹⁾、また奈良でも延期出願の動きが報じられている⁽²⁰⁾。

未だ各商人は商法第四章の帳簿に付ては尤も不完全なること疑ひなく奈良市中に於て商法の何たる物を知らずに商売を営み居る者計りにして帳簿等の記載方申に及ばず帳簿の種類さへ知らざる者多き故奈良市中の商業家より右実施の義を延期せられんことを其筋へ出願せんとの相談中なりと

伊藤博文も「今は法典伯反対者の一人なりと聞く⁽²¹⁾と政府部内の動揺が伝えられ、また商法実施延期問題は「全国各地の商業家知ると知らざると相雷同して延期修正の建白」を行なったが、山田司法大臣は厳として動かないため、衆議院では、元田肇・岡山兼吉・田中源太郎・岡田良一その他三派の議員が相会合して、一両日中に商法修正（明治二六年一月一日施行の一条を加える）の動議を提出する由⁽²²⁾、さらには、東京商工会が、一月八日の会合で、帝国議会に向けて延期の請願を行なうことを決議し、請願委員として阿部泰藏・山中隣之助・梅浦清一・益田克徳・奥三郎兵

衛の五人が指名されたことも報じられている。⁽²³⁾

帝国議会がいよいよ開会され、永井松右衛門によつて施行延期法案が提出され、衆議院次いで貴族院において可決された経過についても電報などで報道はされているが、『日出新聞』では特に社説が組まれてはいない。⁽²⁴⁾

前述のように『日出新聞』の社長は、当時衆議院議員の濱岡光哲であり、濱岡が永井提出の施行延期法案に早い時期から関わっていたことは、

大成会員永井松右衛門氏提出に係る商法及び同施行規則延期の議案に対する大成会、改進黨、立憲自由党各派議員が議論の向背如何を探聞するに当初大成会が議案に提出する議題を評議したる際永井松右衛門氏より此案を出すや忽ち会員の賛成は得たれども本問題を調査するに付ては本来第五部に属する政務故同部に於て取調ぶべきなれども永井氏擢で、自ら調査の任に当り特に法律学士を自宅に聘して調査を遂るや大谷木、元田、中村、太田、濱岡其他の数氏に付之を議會に提出する手續を協議したるに之を建議案として提出せんより法律案として出す方然かるべしとの意見故更に總會の議に付せし処……

という『新潟新聞』の記事から知られる。⁽²⁵⁾旧商法に対する濱岡自身の立場はともかく、『日出新聞』が旧商法施行延期のキャンペーンを展開することはなかつた。

また、第一帝国議会の衆議院に京都郡部から選出された田中源太郎⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾は、濱岡光哲と並び称される京都財界の代表的実業家であり、永井提出の施行延期法案に賛成の演説を行っている。田中は、「着実温和の主義」にたち、大成会を組織して「其会の牛耳を執」つていたと言われ⁽²⁸⁾、さらに、濱岡と田中との緊密な関係を考えて⁽²⁹⁾、『日出新聞』が田中の演説にまったく触れていないのは、理解しがたいのだが、ともあれ、田中の演説は、法案に賛成であれ反対であれ、大半の演説が代言人ら法律家によるものであつたなかで、数少ない実業家の発言として注目される。以下、少し詳しく

発言内容を追つてみよう。(30)

田中は、まず、この度の「商法延期の事柄は、世上にも余程喧しく議論」されてきたが「大抵は総体論しかな」く「事実に入つて論究した方」がないと述べ、その原因は、「是即此の商法の発表せられて後僅の期限しかない」ために、事実に照らして不便であることを論究し得ないからであり、「即予習期限の無いといふ証拠」にほかならない、と言う。次いで、神戸と大阪商法会議所の断行論の批判に移る。「神戸なる市街は即開港以来成立つた市街で恰も此の商法が能く適合して居る所から此の習慣の能く行はる、市街」である、「恐らくは日本の習慣よりも、彼の欧米の習慣が集つて居るが多からう……然らば歐洲の習慣に依つて成立つた所の神戸の商人が、此の通りやつて貰つたら便宜であると云ふは最認むべきことだらう」。神戸の地の例外性を指摘するのである。また、大阪の断行論の理由書を見ると、商業帳簿について「拵へずとも差支ない」と言うが、制裁はなくとも「商運が希薄になる薄くなる、或は無効にするとか、斯く見做すと云ふことが商法上にある」から、「利益を殺がれ」ないために、諸帳簿を拵えざるをえない。帳簿の作成は、二つの意味で困難である。第一に、債権債務の対照表を拵えることについて、収支は「少しでも匿」すのが日本商人の習慣であり「帳簿は常に人々に見せるものではないこと、第二に、日本では簿記が普通教育に入っていないため、記載が難しいということである。さらに、大阪は会社法の必要性を強調するが、会社法は「役員に対する規定即之を発起し之を創立するの順序等が、少しく異つて居る」ものの「現在の各会社の定款に格別異つたことはい」から特別法で差支えない。要するに大阪商法会議所の意見も、延期説と同じくらい「漠とした理由の外ない」のである。そもそも商業会議所の見解にどれほどの信用を置くべきか。今日までの商業会議所は「殊に依ると三三四五の商業家、工業家の機関に止つて、其の他商人全般の意志を代表すると云ふことは決して持た」ず、「商業家の輿論として取るに足らぬ」と言うのである。

このように自説を述べたのち、田中は、「元來法律なるものは……人民を教導するものであるか若しくは人民の利益安全を保護するものであるか」でなければならず、この目的のためには「是非とも習慣を余程取用めて貫らはなければなるまい」。商事に最も必要なのは「信用と敏捷」であり、商法で「一事一位是迄の慣習と違つた事を規定されまじたならば実に商法上の敏捷と云ふことを缺」き「大變な損害を來すであらう」。したがつて、商法には「成るべく旧慣に依つて此の旧慣を採用して止むを得ぬもの、み新規のことを交へる」ように、旧慣を採用して商法を修正するため施行期限を延期すべきであると結論づけている。⁽³¹⁾

以上のように、田中の施行延期意見は、一言で言えば、商慣習尊重論であり、商法規定の西欧法的要素を旧慣によって可能な限り修正すべきだと主張している。内容的には、濱岡光哲会長名で出された商工會議所の建議書の内容と共通する面があるが、商工會議所よりもさらに商慣習維持の度合いが強いと言えようか。

翌明治二四年一月に入つても、『日出新聞』が商法の実施問題や条文内容について紙面を割くことは稀であり、わずかに、商法延期によつて条約改正に影響が出ることへの懸念が二三示されているにすぎない。

註

- (1) 「商法施行延期の建白」『日出新聞』第一六〇五号、明治二三年八月二日、第二面。
なお、前掲拙稿「明治二三年旧商法に対する東京商工会の修正意見と法治協會の駁論」参照。
- (2) 「商法延期願望の運動會」『日出新聞』第一六三九号、明治二三年九月一日、第四面。
- (3) 「京都商工會議所の運動」『日出新聞』第一六二二号、明治二三年八月一〇日、第二面。
- (4) 「一は同意一は反対」『断行か中止か』『日出新聞』第一六一五号、明治二三年八月一四日、第一面。
- (5) 「東京商工會議事要件録」第四六号、渋沢青淵記念財団電門會編『渋沢栄一伝記資料』第一九卷（渋沢栄一伝記資料刊行會、一九五八年）三九四頁。
- (6) 前掲『渋沢栄一伝記資料』第一九卷（三九五頁）、「渋沢会頭の回答」『日出新聞』第一六三四号、明治二三年九月五日、第二面。

正確な時日は不明だが、明治二年、濱岡は洪沢とともに、農商務大臣の井上馨を訪問し、商工会議所設立について希望し、「爾後これが法律発布の促進運動を起した」と言う（前掲『京都商工会議所史』一〇五〜一〇六頁）。

(7) 「商工会議所常議員会」『日出新聞』第一六四二号、明治三年九月一日、第二面。

(8) 「商工会議所の臨時総会」『日出新聞』第一六四三号、明治三年九月一日、第二面。

(9) 「商工会議所常議員会」『商業会議所条例に就ての意見』『日出新聞』第一六四四号、明治三年九月一日、第一面。

京都商業会議所は、明治二四年二月二十六日付けで設立申請書を陸奥宗光農商務大臣に提出、三月七日に設立認可をえた。六月七日に前身の京都商工会議所が解散して、一ヶ月後の七月七日、初代会頭に濱岡光哲、副会頭に中村栄助・内貴甚三郎を選んで活動を開始した（前掲『京都商工会議所史』一二頁以下、前掲『京都経済の百年』八八頁以下、京都商工会議所編『京都経済の百年 資料編』京都商工会議所、一九八二年、二七一〜二七二頁、参照）。ちなみに、商業会議所の設立認可は、神戸（明治三年二月九日）・名古屋（二月二十六日）・岐阜（二月二十六日）・東京（明治二四年一月二日）・大阪（一月二日）・広島（一月二日）・京都（三月七日）・金沢（三月一日）・大津（四月一日）の順に出されている。

商工会議所の設立に向けた諸活動については、「京都商業会議所の発起人」『日出新聞』第一六六六号、明治三年一〇月一日、第二面、「京都商業会議所発起人会の決議」『日出新聞』第一六六七号、明治三年一〇月一日、第二面。その他、斉藤商工局長の商業会議所についての演説（『斉藤商工局長の演説』『日出新聞』第一六六五・六号、明治三年一〇月二・一日、各第二面）を参照。

(10) 「商法実施延期の建白」『日出新聞』第一六四三号、明治三年九月一日、第二面。

(11) 「京都商工会議所の臨時総会」『日出新聞』第一六四五号、明治三年九月一日、第一面。

(12) 「京都商工会議所の建白」『日出新聞』第一六六六号、明治三年一〇月一日、第一面。

濱岡光哲が、長く『日出新聞』の社長を務めていたことは前述したが、政財界での活動を中心に彼の経歴を紹介しておく。嵯峨大覚寺坊官野路井刑部卿盛彰の三男として、嘉永六（一八五三）年五月生まれた。昭和一一（一九三六）年二月死去。明治元年京都御所に出仕し、院の承仕御経蔵所濱岡光恒の養嗣となる。京都財界の先覚山本覚馬と相識したことから実業界に入る。明治一五年商工会議所の設立を發起、一七年株式取引所を創立、一九年商工銀行、次いで倉庫会社、陶器会社、織物会社、関西貿易会社などを起こした。政党政社の外にあって、一二年一月には京都府公民会を發起し、衆議院議員に当選した当時の主な役職は、北海道製麻会社委員、商工銀行頭取、関西鉄道会社常議員、倉庫会社相談役、織物会社委員、陶器会社委員、貿易会社委員、市会議員の名譽職などであった（木戸鉦之助編『日本帝国国会議員正伝』明治三年八月刊、一五五〜一五九頁、関谷男

也編「帝國衆議院議員実伝」明治三年八月刊、二二—二四頁、前掲・西川正治郎編「濱岡光哲翁七十七年史」濱岡翁表彰会、など参照。なお、濱岡の条約改正反対意見（「濱岡氏の修正案及び意見」）「日出新聞」第一六四七号、明治三年九月二〇日、第二面参照。

(13) 「商法実施の延期を望む意見」「日出新聞」第一六六八号、明治三年一〇月一六日、第三面。なお、この商法施行延期問題について、前掲・西川正治郎編「濱岡光哲翁七十七年史」は一言も言及していない。

(14) 上川芳実「明治期京都商業会議所の議員構成」『社会科学（同志社大学人文科学研究）』四七、一九九一年八月、一二—二頁。なお、上川「明治期京都商業会議所と同業組合の形成」『経営学部論集（京都学園大学）』第一巻二号、一九九一年二月、参照。

(15) 「建議書の突戻し」「日出新聞」第一六七二号、明治三年一〇月二二日、第二面。

この事実は、岐阜でも興味深く報道されている（「建議書戻る」）「岐阜日々新聞」第二七二九号、明治三年一〇月二六日、第一面。

(16) 「商法実施延期の建白書」「日出新聞」第一六七三号、明治三年一〇月二三日、第二面。

(17) 「意見書に改む」「日出新聞」第一六七五号、明治三年一〇月二五日、第二面。

(18) 「却下の理由は単に建議の二字」「岐阜日々新聞」第二七三三号、明治三年一〇月三二日、第一面。

(19) 「名古屋の商法延期請願」「日出新聞」第一七一〇号、明治三年二月六日、第一面。その請願の要旨は、「商法実施延期の請願」「日出新聞」第一七二三号、明治三年二月一〇日、第一面、に掲載されている。

なお、前掲拙稿「愛知実業界の旧商法（明治三年）施行延期論」（近刊）を参照。

(20) 「商法延期の出願」「日出新聞」第一七一〇号、明治三年二月六日、第一面。

(21) 「法典伯の孤立」「日出新聞」第一七〇六号、明治三年二月二日、第一面。

(22) 「商法実施問題如何」「日出新聞」第一七一三三号、明治三年二月一〇日、第一面。

(23) 「東京商工会の商法延期請願」「日出新聞」第一七一四号、明治三年二月一日、第一面。

(24) 「一五日の衆議院議事」「日出新聞」第一七一九号、明治三年二月二七日、第二面。「商法実施延期問題（一八日七時一〇分東京発）」では、六七名対一八五名の賛成多数で第一読会を開くことに決した旨、「商法延期案の通過（七時四五分東京発）」では、延期法案衆議院での可決（最近電報）「日出新聞」第一七二〇号、明治三年二月一八日、第一面、「貴族院の議事（二二日午後五時一〇分東京発）」では、一六六名出席のうち六二名対一〇四名の賛成多数で第二読会へ進んだ旨、「商法延期案

可決す(同日午後五時五五分東京発)「では、法案が可決成立した旨が報じられている(最近電報)」「日出新聞」第一七二五号、明治三年二月二四日、第一面)。

(25) 「商法延期案に対する各党議員の内幕」『新潟新聞』第四一一一號、明治三年二月二日、第二面。

(26) 田中源太郎は、嘉永六年丹波国南桑田郡亀岡に生れた。一三年京都府會議員に當選、一六年府會議長兼郡部會議長となる。一七年濱岡らと圖つて京都株式取引所を創立し、その頭取となり、その他、商工銀行頭取、京都織物会社・倉庫会社・北海道製麻会社・関西貿易会社などの委員あるいは相談役を務める。濱岡・中村栄助らと「終始相提携して」活発な政財界活動を展開した(前掲・木戸鋁之助編『日本帝國國會議員正伝』二〇〇―二〇二頁、前掲・関谷男也編『帝國衆議院議員実伝』二八―三〇頁、坪谷善四郎編『実業家百傑伝』第一卷、東京堂書房、明治三五年、六九―七六頁、など参照)。ちなみに、彼の伝記である、山崎房藏編『田中源太郎翁伝』(水石會代表・三浦豊二、一九三四年)は、第一帝國議會に田中の旧商法延期演説に、一言も触れていない。

(27) ちなみに、第一帝國議會衆議院選舉において京都府から選出された議員は、濱岡光哲(第一区、上京区)・中村栄助(第二区、下京区)・松野新九郎(第三区、愛宕・葛野・乙訓・紀伊郡)・伊東熊夫(第四区、宇治・久世・相楽・綴喜郡)・田中源太郎(第五区、南北桑田・船井・天田・何鹿郡)・石原半右衛門(第五区)・神鞭知常(第六区、加佐・与謝・中・竹野・熊野郡)の七名であった。

(28) 前掲・坪谷善四郎編『実業家百傑伝』第一卷、七二頁。なお、同書は、濱岡と田中を評して「濱岡氏は創業の才に富み君は守成の略に長ず故に二氏常に力を協せ巧くみに京都の実業界を提擧す京都に於ける各種の会社は悉く両氏の与からざるなく若し両氏をして力を仮さざれば一事業も起す能はざるなり」と評している(七四頁)。

(29) 濱岡と田中とは、従兄弟の間柄でもあり、濱岡の伝記は「性格、天品においては両者全く相異り、氏「田中のこと…村上は細心、翁「濱岡のこと」は放胆、氏は飽くまで現実的にして計数の才に長じ、翁は何処までも理想的にして包容の徳に富めり。而して共に事を為すや互に相異なる点に長短相補ひ、同じじき処に結合の力を増し、終始一貫、宛ら形影相伴ふが如くなり」と記している(前掲・西川正治郎編『濱岡光哲翁七十七年史』五八―五九頁)。

(30) 『大日本帝國議會誌』第一卷(大日本帝國議會誌刊行會、大正一五年)五一―五二頁。

(31) この時期、同じく衆議院議員であつた濱岡光哲の發言は議事録に見出されない。また、濱岡・田中とともに京都財界の中心人物の一人に数えられ、「偏に封建制度打破」の生涯を送つたと言われる中村栄助(彼の経歴と人物像については、中村述・森中章光編『九拾年』中村エン、一九三八年、前掲・木戸鋁之助編『日本帝國國會議員正伝』二六四―二六八頁、前掲・関谷男也

編「帝國衆議院議員実伝」二四〇二六頁、山崎謙編「衆議院議員列伝」明治三四年刊、二七七〇二七八頁、河野仁昭「中村榮助と明治の京都」京都新聞社、一九九九年、など参照）は、田中源太郎の發言を途中で遮つて、委員を選び「其の委員が實際商業家の意見を採る」旨の緊急建議を提起したが、山田泰造の反対意見によつて退けられ、發言を終つてゐる（前掲「大日本帝國議事會誌」第一卷、五一四頁）。

五、むすびにかえて

以上、本稿で述べてきたように、京都商工会および商工会議所の商法実施延期運動は、東京商工会の呼掛けに応じ、これに歩調を合わせる形で展開されており、経済的な不況という全国共通の背景はあるものの、京都実業界に固有な積極的理由を見出すことはできない。

ともあれ、商法延期法案が両議院で可決されたのを受けて、京都実業界では一様にこれを歓迎し、一時的な安堵感が広がつたようである。⁽¹⁾

商法延期の爲めに最も利益を受くるものは会社なり愈よ来年一月より実施とならば本年中に其組織を一変し悉く商法の規定に適せしめざるべからず且つ商法には四分の一の払込を了らざる株券は売買するを得ざる等種々嚴重なる条項ありて目下株券下落の折柄会社の株主は勿論之に関する商人は孰れも頭痛鉢巻なりしに今度両議院に於て首尾好く延期案を通過するを聞くやさしも沈み入りたる株券も稍や其頭を挙げ昨日東京株式取引所の立會に於ては関西九州の両株は五六十錢。水戸山陽の両株は二十錢。炭礦鉄株は小一円。正金鐘淵の両株は二十錢。東株の一円と云ふか如く各多少の上直に進み近頃活発の場面なりしと

しかし、旧商法の施行を控えて、会社をめぐる紛争事件がしばしば報道されており、京都でも会社の設立・倒産などが社会的問題であつたにもかかわらず⁽²⁾、多くの会社は、商法実施の延期を当て込んで「何とも思はず浮か／＼と日を過ごし」ていたと言うのが実情だつたようである。しかし、前述した京都府庁からの諭示に一驚し、他日の商法実施に向けて、慌てて具体的な対応に入つた会社も少なくない。株式取引所・米商会所・京都倉庫会社などは従前の通り株式組織で営業すること、第一絹糸紡績会社・京都織物会社・京都陶器会社・関西貿易会社などは臨時総会を開いて定款を改正し株式組織とすること（京都織物会社では、近來器械製造業も営んでいたが商法実施のうへは鉄工場を織物会社中に置くことはできないので別に鉄工場を設けるとのこと）、伏見倉庫会社・遊園会・淀川汽船会社・山城製茶会社などは合資会社となること、尿尿会社は単独の営業として会社名は廃止することなど、それぞれ準備を進めている旨が報じられている。⁽³⁾

商法が実施された場合を想定して、解散を決定した会社もあつた。⁽⁴⁾ 例えば、綴喜郡都々城村岩田運輸会社（二〇年一二月設立資本金五百円一株十円）、葛野郡下嵯峨村嵐山東部養蚕会社（二二年三月設立資本金二万五千元一株十円）、丹波船井郡橋爪村七十二番戸丹波殖牛社（二〇年八月設立資本金千三百円一株二十円）、北桑田郡周山北桑養蚕会社（二〇年九月設立資本金二万円一株二銃円）、北桑田郡神吉村丹波産牛会社（二二年八月設立資本金一万五十円一株十一年）、山城製茶会社、共進織物会社などである。

こうした商法施行に対する諸会社の混乱に乗じて、登記帳簿を売りつける悪質な商法も出現しており、各会社は、⁽⁵⁾ 第一帝國議會における商法の施行延期決定をうけて束の間の安堵感に浸る間もなく、約二年後（この当時の認識では、明治二六年一月一日）の商法実施にむけて、さらに具体的な対応に迫られていくのである。

註

- (1) 「商法延期案議決の影響」『日出新聞』第一七二七号、明治三年二月二十六日、第一面。
- (2) 「元第一砂糖会社の帳簿閲覧」『日出新聞』第一七〇一号、明治三年一月二十六日、第一面。
- (3) 「商法実施と京都の諸会社」・「山城製茶会社」・「京都製茶会社の解散」『日出新聞』第一七二三号、明治三年二月二〇日、第一面、および「商法実施に関する諸会社の準備再報」『日出新聞』第一七二四号、明治三年二月三日、第一面。
- (4) 「諸会社の解散」『日出新聞』第一七二七号、明治三年二月二十六日、第四面。
- (5) 「商業家に注意」『日出新聞』第一七二四号、明治三年二月三日、第一面。

〔付記〕この拙稿は、商法史研究の分野で数々の業績を残してこられた三枝一雄先生のお祝いする記念号のために執筆したものであるが、編集上の都合から、やむなく、本号に掲載することとなった。

なお、『日出新聞』（マイクロ）その他の諸資料の閲覧については、とくに、京都府立総合資料館のお世話になった。お礼を申し上げます。